



総務省

資料 1 - 3

調査票情報等の提供及び活用に係る取組

－ 第 II 期基本計画への対応状況－

平成 29 年 7 月

総務省政策統括官（統計基準担当）室

1. 利用形態ごとの特性に応じた取組状況

高

①調査票情報の提供

- 実効性のあるセキュリティ確保の仕組みが必要
- 現行方式では利用開始前に利用場所、利用する環境、保管場所、管理方法及び作成予定の集計様式・分析出力様式を利用者が提出し、調査実施機関が審査する必要があるが、利用者及び調査実施機関双方の負担が大きい。

➡ 調査票情報のオンサイト利用の推進

②匿名データの提供

- 匿名データが提供されている統計調査の種類が限定的。また、提供中のものについても、新しい年次の追加要望

➡ 匿名データの追加及び年次追加に伴う手続の簡素化

③オーダーメイド集計

- 「オープンデータ」を推進する中、行政機関の保有データについて、可能な限り幅広い利用が求められている。
- 人手による作業が多くを占めていることなどから、集計結果を提供するまでに時間を要する場合が多い。

➡ オーダーメイド集計の対象統計調査の追加及び利用要件の緩和

中

求められるセキュリティレベル

低

(参考) 利用形態別の主な利用要件

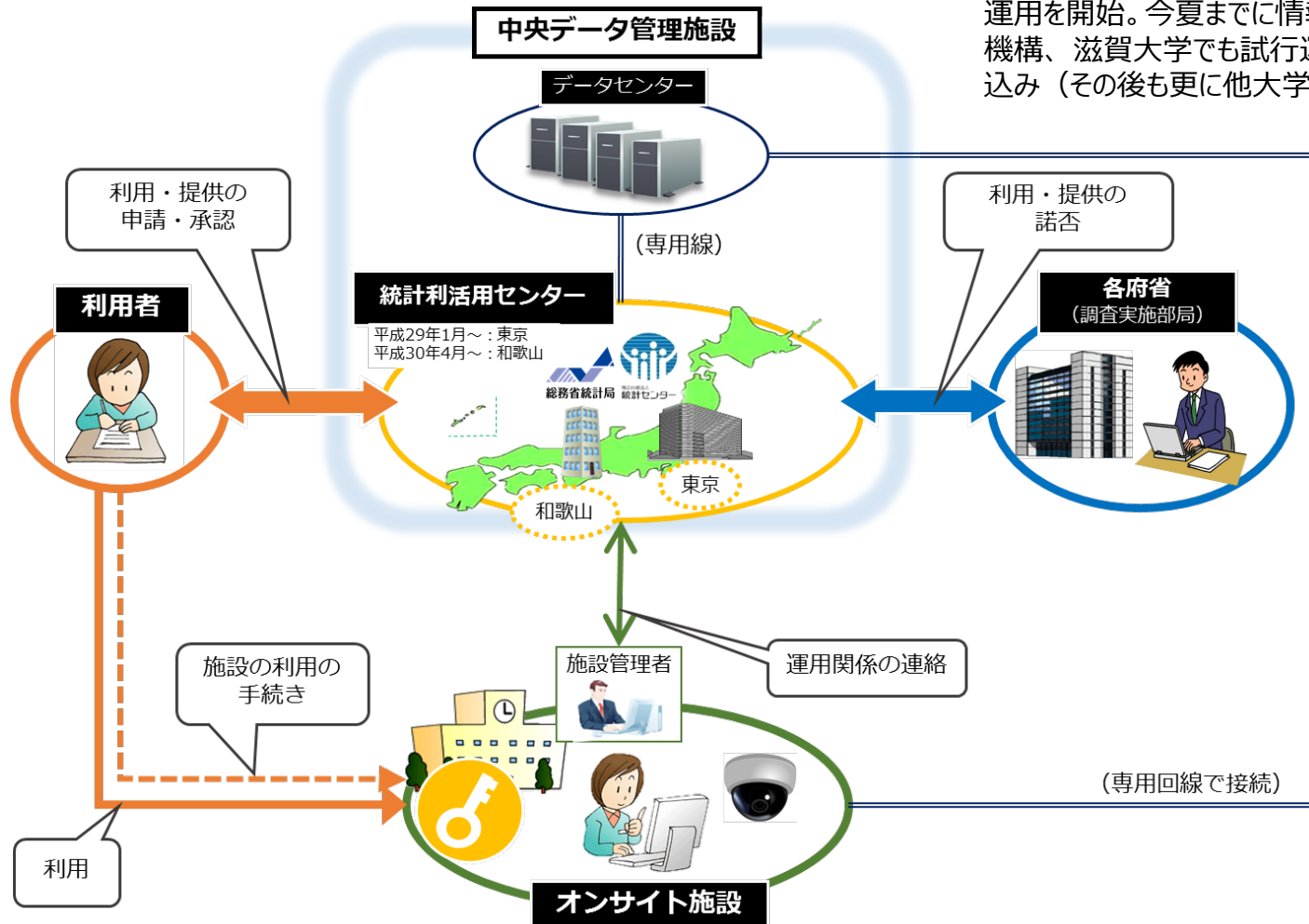
利用形態	根拠	利用できる者	利用目的
① 調査票情報の二次利用	法第32条	調査を実施した各府省等（行政機関、独法等）自身が利用する場合	統計の作成 統計的研究 調査名簿の作成
② 調査票情報の提供	法第33条第1号	公的機関（行政機関等+会計検査院、地方独法等）が利用する場合	
	法第33条第2号	公的機関が委託又は共同して調査研究を行う者	統計の作成 統計的研究
		公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者	
行政機関等（行政機関+地方公共団体、独法等）が政策の企画・立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等を行う者			
③ オーダーメイド集計	法第34条	一般の者	
④ 匿名データ	法第35条、法第36条	※学術研究の発展に資するなどが条件 <ul style="list-style-type: none"> ・研究等の目的に限定 ・研究成果等の公表義務 ※有料（法第38条） <ul style="list-style-type: none"> ・手数料（実費を勘案し設定）を納付 	

2. 調査票情報のオンライン利用の推進

＜オンサイト施設＞

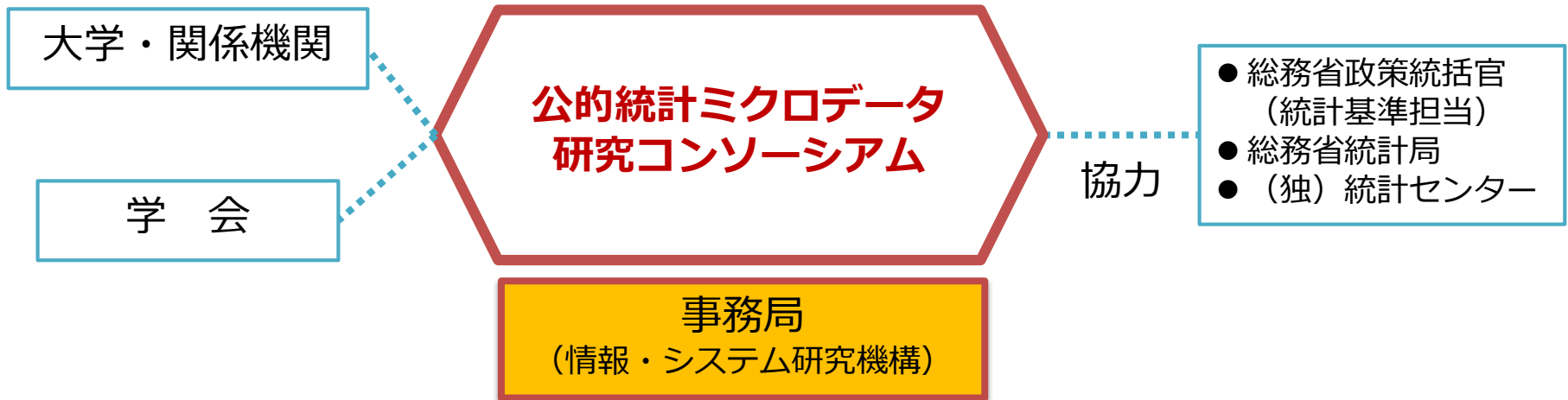
データの持ち出しができない仕組みや作業内容の監視システムなど、高度な情報安全性を備えることにより、その場所限りで機密性の高いデータの利活用を可能とする施設

※ 29年1月から一橋大学、神戸大学で試行運用を開始。今夏までに情報・システム研究機構、滋賀大学でも試行運用を開始する見込み（その後も更に他大学等に拡大予定）



2. 調査票情報のオンライン利用の推進

【公的統計マイクロデータ研究コンソーシアムの概要】



● 会員

研究機関に属する研究者及び公的統計の作成に携わる者

● 主な活動内容

- ① 公的統計マイクロデータ分析の普及・啓発
- ② 公的統計マイクロデータの研究利用促進に係る学官産連携の推進
- ③ オンサイト施設の設置・運用に係る課題の検討
- ④ その他公的統計マイクロデータの研究利用推進に係る事項の検討

● 評議員 (五十音順) (平成28年8月29日時点)

- 川崎茂 (日本大学教授)
北川源四郎 (情報・システム研究機構 機構長)
北村行伸 (一橋大学経済研究所所長)
玄田有史 (東京大学社会経済研究所教授)
佐和隆光 (滋賀大学学長)
地主敏樹 (神戸大学大学院経済学研究科長)
椿広計 (独立行政法人統計センター理事長)
中村裕一 (京都大学学術メディアセンターセンター長)
橋本修二 (藤田保健衛生大学教授)
林邦彦 (群馬大学大学院保健学研究科教授)
山下智志 (統計数理研究所データ科学研究系教授)
渡邊聡 (広島大学副学長)

※ 公的統計マイクロデータ研究コンソーシアム Webサイト
(<http://www.rois.ac.jp/tric/micro/moc/>)

3-1. 匿名データの追加

【匿名データが提供されている統計調査】

府省名	統計調査名	提供対象 (H28.3)
総務省	国勢調査	平成12年、17年
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年
	労働力調査	平成元年1月～ <u>24年12月</u> (月次調査)
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年
	全国消費実態調査	平成元年、6年、11年、16年
	社会生活基本調査	平成3年、8年、 <u>13年</u> 、 <u>18年</u>
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成 <u>10年</u> 、13年、16年、19年、 <u>22年</u>

- (注) 1 平成29年4月に就業構造基本調査の19年分を追加
 2 提供対象のうち、平成26年度以降 (第Ⅱ期基本計画期間) に追加された年次に下線を付記。
 このうち、労働力調査は、平成22年1月～24年12月分について、社会生活基本調査の平成13年及び18年分は、調査票Bについてそれぞれ第Ⅱ期基本計画期間内に追加

【参考：統計委員会への諮問・答申実績 (平成26年度以降)】

統計調査名	諮問	答申
社会生活基本調査 (調査票B) (平成13年、18年)	平成26年9月10日	平成26年11月17日
国民生活基礎調査 (平成10年、22年)	平成26年12月8日	平成27年1月29日
就業構造基本調査 (平成19年)	平成28年3月22日	平成28年4月26日

3-2. 匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化

検討の背景

- 基幹統計調査に係る匿名データの作成に当たっては、統計委員会の意見を聴くことが必要（統計法第35条）
- 第Ⅱ期基本計画において、統計データの有効活用の推進に資する観点から、匿名データの年次追加に伴う手続の簡素化について検討することが盛り込まれたところ

検討経緯

平成27年9月 「統計法第35条第2項の規定に基づく審議手続について」（統計委員会決定）

12月 各府省との調整

1月 「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（総務省政策統括官決定）の改正

平成27年1月の改正のポイント

- ▷ 匿名データの年次追加について、次の①～③が確認できた場合、前回答申から変更がないものとして、統計委員会への諮問を不要とする。
 - ① 母集団に変更がないこと
 - ② 調査事項別の匿名化手法に変更がないこと
 - ③ 調査事項の変更が形式的であること
- ▷ ガイドラインの様式である「チェックリスト」と統計委員会の指示で作成されていた「提供項目対比表」を統合し、様式を簡素化する。
- ▷ 匿名データの作成・提供に関する検討・実施状況について、統計法第55条の規定に基づく施行状況として総務省に報告。また、総務省は、当該報告を取りまとめ、統計委員会に報告する。

4-1. オーダーメイド集計の対象となる統計調査の追加

府省名	統計調査名	提供対象 (H28.3)
内閣府・財務省	法人企業景気予測調査	平成16年4-6月期～28年7-9月期
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度～27年度
	消費動向調査	平成16年度～27年度 (月次調査)
総務省	国勢調査	昭和55年, 60年, 平成2年, 7年, 12年, 17年, <u>22年</u>
	住宅・土地統計調査	昭和53年, 58年, 63年, 平成5年, 10年, 15年, 20年, <u>25年</u>
	労働力調査	昭和55年1月～平成27年12月 (月次調査)
	家計調査	昭和56年1月～平成27年12月 (月次調査)
	就業構造基本調査	昭和54年, 57年, 62年, 平成4年, 9年, 14年, 19年, <u>24年</u>
	全国消費実態調査	<u>平成11年</u> , 16年, 21年, <u>26年</u>
	社会生活基本調査	昭和56年, 61年, 平成3年, 8年, 13年, 18年, 23年
	家計消費状況調査	平成14年1月～27年12月 (月次調査)
財務省	年次別法人企業統計調査	昭和58年度～平成27年度
文部科学省	学校基本調査	平成20年度～26年度
厚生労働省	人口動態調査 (出生票、死亡票)	平成19年～26年
	毎月勤労統計調査 (特別調査)	平成21年～27年
	医療施設 (静態) 調査	平成20年, <u>23年</u>
	患者調査	平成20年, <u>23年</u>
	賃金構造基本統計調査	平成18年～27年
農林水産省	農林業センサス	平成17年, <u>22年</u> , <u>27年</u>
	海面漁業生産統計調査	平成19年～27年
	漁業センサス	平成15年, 20年, <u>25年</u>
	木材統計調査 (製材月別統計調査)	平成23年1月～27年12月 (月次調査)
	農業経営統計調査	平成20年～26年
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	平成20年度～27年度調査 (平成19年度実績～26年度実績)
国土交通省	建築着工統計調査	平成21年4月～29年3月 (月次調査)
日本銀行	短観 (全国企業短期経済観測調査)	平成16年3月調査から28年9月調査までの各調査回

(注) 1 提供対象のうち、平成26年度以降 (第Ⅱ期基本計画期間) に追加された年次に下線を付記

2 平成29年度は、上記調査における年次の追加のほか、経済センサス-基礎調査 (平成26年) が新たに提供対象となる予定

4-2. オーダーメイド集計の利用要件の緩和

検討の背景

- 現状は、企業の利用を認めてはいるものの実績は少なく、企業側も利用できるという認識に乏しい。
- 欧米等諸外国においては、オーダーメイド集計については学術研究以外にも広く利用されている。

企業・有識者からのヒアリング結果

- (企業の意見) ・ 成果物を経営計画に利用するなど営利目的での利用も可としないと利用は広がらないのではないか。
・ 研究成果の事前の公表義務も厳しい制約となっている。
- (有識者意見) ・ 「学術研究の発展に資する」の範囲を広げ、研究成果の公表があれば、企業の利用も幅広く認めてはどうか。
・ 企業の利用を認めることは、企業にとって公的統計に対する関心を高めることにつながるのではないか。

平成28年4月の見直しの内容

- 学術研究の発展に資すると認める場合などにオーダーメイド集計を可能とする法律の趣旨を踏まえ、公表義務など利用者に一定の制約の下、利用条件を緩和

従前の要件（平成28年3月まで）	見直し後（平成28年4月以降）
学術研究が直接の利用目的	企業活動の一環として行う研究であっても、学術研究の発展に資すると認められるものは可
学術研究の成果を公表	公表物は研究の成果でなくても可
学術研究の成果公表前に営利目的利用しないこと	公表は営利目的利用後でも可
法人代表者（社長など）の本人確認書類の添付が必要	本人確認書類の添付は不要に

5. 調査票情報等の提供及び活用実績

区分	調査票情報の提供		匿名データの提供		オーダーメイド集計	
	33条1号	33条2号	利用可能数 (注2)	利用件数	利用可能数 (注2)	利用件数
平成21年度	2,254	54	4 (13)	20	6 (15)	4
平成22年度	2,975	132	4 (13)	38	21 (93)	12
平成23年度	2,647	148	6 (34)	33	24 (126)	10
平成24年度	2,478	169	6 (36)	32	25 (163)	19
平成25年度	2,504	244	7 (40)	41	26 (202)	13
平成26年度	2,437	281	7 (41)	36	26 (239)	29
平成27年度	2,585	267	7 (43)	39	26 (259)	22
平成28年度	2,586	324	7 (45)	39	26 (278)	17

(注) 1 33条1号は、公的機関が利用する場合、33条2号は、公的機関が公募の方法により補助する調査研究を行う者等が利用する場合

2 利用可能数欄の括弧内の数値は、1年次を1調査としてカウントした場合の数



調査票情報の提供（DVD等）は増加傾向
匿名データ及びオーダーメイド集計の利用件数は横ばい傾向

6. 今後の取組に当たって

今後の取組に当たって考慮すべき事項

- 国民（特に統計調査の対象者）の信頼・理解
- 行政側、研究者側等の区分に応じた利用者ニーズ
- ICT・匿名化技術等の進展
- 学会等との連携
- 国際機関・諸外国の動向
- 行政資源（リソース）の制約 等

持続可能なサービスの提供
(調査票情報等の提供及び
活用の更なる推進)

【参考】「統計データの二次的利用促進に関する研究会」における主な意見

(全般)

- ▷ オンサイト利用、匿名データ、オーダーメイド集計など複数のメニューがあるが、リソースが十分確保できるか心配であり、現在のリソースを前提として、確実にやれるものを宣言（取組を重点化）しても良いのではないか。（H29.3.17 第24回研究会）
- ▷ オンサイトという新しい取組を始めるのは積極的なことであるが、オーダーメイド集計と匿名データの利用が伸びていないといった点を反省しつつ、二次的利用の更なる発展に向けて、統計改革の流れの中でリソースとのバランスを取りながら検討を進めることが必要（H29.3.17 第24回研究会）

(オンサイト)

- ▷ 試行運用では総務省統計局所管の統計調査のみを対象としているが、それ以外の統計調査に関しても大変要望が強いことから、本格運用においては各府省のデータを含めより有益な研究が行えるよう期待（H28.5.31 第22回研究会）